

総務課長（文書管理者）が虚偽の情報を不正に総務委員会に対して、答弁等をおこなない江戸川区の情報公開条例を不正に改正させたことによる地方自治法第100条委員会と特別委員会の設置による厳格な処罰を求める陳情

（議会運営委員会付託）

受 理 番 号 第 7 2 号

受 理 年 月 日 平 成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

付 託 年 月 日 平 成 2 8 年 1 2 月 2 日

陳 情 者

陳 情 原 文 総務課長が江戸川区議会総務委員会による情報公開条例に基づく開示請求人に対する侮辱及び名誉棄損に該当すると思料せざるをえない事実と異なる情報操作による情報公開改正は、詐害行為と言わなければならない、公務員の職権乱用罪（刑事罰）に該当する悪質な行為であることから、江戸川区議会による地方自治法第100条委員会と特別委員会による処罰を、刑事事件及び民事事件とは別途、検討されるよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 総務課職員ら悪質な行為による上記委員会等において、事実の厳格な処罰の検討を強く求めます。
- 2 虚偽の情報操作により改正した情報公開条例の改正は無効であり、違法性が高いことから実施の凍結を求める。